

認メ会社ハ解雇新行ヲ決意シ本月系提部、経部、仕  
上部ヲ通シテ島村氏ヲ外十七名ニ対シ会社食堂ニ於  
テ河本常務委員ト会社ノ窮状ヲ懇々規定ノ退職金（一  
ヶ月以上一ヶ月ヲ増ス毎二日給一日分ヲ支給）並ニ  
予出年月日給十四日金及外ニ金一封（内容五十円宛）  
ヲ支給シ辭意ノ言渡シヲナシタルニ何レモ之ニ満足  
シ未ダ右手當ヲ受領シ飯宅セリ  
更ニ会社ハ組合ニ加入セル別誌伊藤新之助外三十一  
名（全製造所横編部職工）ニ対シテハ「聖水」日前日  
同様辭意ノ言渡シヲナシタルニ被解雇者坂井一郎ハ「  
如斯僅少ナル辭意手當ヲ以テシテハ之ヲ永服スルヲ  
得ズトナシ」云々ニ不満ヲ述ベ退職手當某ノ他ノ受領

三十一日

ヲ拒絶シ之ヲ対策ヲ講ルル爲メ大崎町下大崎所在五  
反田會館ニ引揚ケタリ 地方前記横編部職工中解雇  
言渡シ受ケタル職工約三十名ハ同僚ノ紛議ヲ他所ニ  
就業スルニ忍ビズトナシ同盟罷業ニ参加シ茲ニ争議  
ノ發生ヲ見タルモノナリ

大要求事項並某ノ交渉状況

五反田會館ニ集合憤議ノ結果職工側ニ於テハ一應誠  
首者ノ強職要求ヲ会社ニ対シテナスコトニ決セリ  
而シテ本月廿三日午前十時酒井一郎外五名ハ会社ニ  
河本常務ヲ訪ヒ前記強職要求ヲ提示シタルニ会社側  
ニ於テハ之ニ対シ明確ナル回答ヲ与ヘズ明廿四日午  
前十時何介ノ回答ヲナスコトヲ約シ職工側ハ退社